

研究ノート： 「満洲・満洲国」日本語教科書の一断面

磯田 一雄

はじめに

日本が植民地教育を行ったことは、それぞれの民族の教育にどのような影響を与えたのであろうか。よく日本が植民地で現地住民を「教育」したことをあたかも「恩恵」を与えたかのようにいう見解がある。ある部分だけ取り上げて見ればそのように評価できる面もないとはいえないかも知れない。しかしそれが「恩恵」であったかどうかは、本来与えた側ではなく与えられた側がそう判断すべきことであろう。与えた側がいくら「恩恵」を施したつもりでいても、与えられた側が「ありがた迷惑」「余計なお節介」といった類いの受け取り方をしていることはいくらでもありうるからである。

そもそも彼ら現地居住民族が、近代学校を建てて彼ら自身の教育体制を築きあげる能力が全くなかったかのようにとらえて「恩恵」説を唱えるのであれば、全く見当違いであろう。日本が出かけて行って初めて彼らに教育を「与えた」のではなく、かえって日本が彼らの固有の教育を奪い、彼ら自身による教育近代化の動向を妨害したのではなからうかということを疑わなければならない。むしろ日本側の妨害にもかかわらず、彼ら自身の教育機能を維持しようとした側面をとらえることが必要である。

また例えばイギリスはインドで日本のように大衆教育機関を設立しなかったが、日本は台湾や朝鮮などでこれを行ったことを評価する意見もある。しかしインドを領有した当時のイギリスは、自国内でも大衆教育に対しては積極的ではなかった、むしろ大衆に教育を与えることを害があるように考えていた時代である。それにイギリスの産業革命の指導者は学校出ではなかった。これを後進

国で産業を発達させるために徹底して学校による人材養成を利用した日本と比較するのは当を得ないであろう。そもそも日本が他民族にどのような正当性をもって彼らを教育し、さらに日本語を学ばせようとしたのかは、当時の現地社会にあった教育の伝統や、教育近代化の動向との関係をとらえなければ決定することはできない。

日本側の提供した公学堂という形式の学校教育は、近代教育といっても欧米諸国が持ち込んだいわゆるミッションスクールとは多分に異質であった。日本の教育の近代化がようやく軌道に乗り、就学率が目に見えて向上してきたのは、国会と憲法を備えて、近代国家としての体制のととのった明治20年代に入ってからであった。しかもその「近代教育」は西欧的近代そのものではない。教科書をはじめ万事借り物（翻訳・直輸入）で済ませた明治初年から、自由民権運動との抗争を経て国家主義が勝利して、天皇制とそれに対応して変容された独自の儒教的倫理とを基盤とし、思想的基盤を捨象して多分に実用主義的に歪曲された科学技術とを中核とする教育であった。確かにそれは西欧帝国主義勢力と拮抗して、近代国家としての統一と国力とを保持するためには一応有効であった。しかしこれを植民地のような、異民族・異文化の地域に持ち込んだ場合、どういうことになるか。東アジアに「共通の伝統」（これには同時に異質な面への考察が不可欠であるが）である儒教的道徳を内包している限り、それは一応受け入れられることが考えられる。しかしそれは日本の文化や伝統と、天皇制という高度に排他的な民族的価値観と内面的につながっている。この点は特に独自の王朝を載っていた朝鮮で大きな文化摩擦を生じる原因となった。しかし台湾では教育内容が儒教的な道徳と近代的生活様式とを代表している限りでは、大きな文化摩擦はなかったように見える。「満洲・満洲国」ではどうだったろうか。

公学堂は主として日本語を教育する機関である。その日本語レベルが、戦前の日本の中等教育以上で要求されたような、外来文化吸収のための高度な読解能力を中心としたものか、通訳や日本側企業の雇い人などに要求される実用主義的技術主義的なものか、日常生活に最低程度必要な話し言葉程度のものかがまず問題である。さらにその内容が文化的に中立的なものあるいは中国的なものか、日本の文化になじませ（日本化）、あるいは「日満一体」のようなイデオロギー的な強化（皇民化）を狙ったものかが問題となる。

植民地教育のもつ問題点を一般化していえば、これは教育の近代化の過程における文化摩擦の側面の問題と、その近代的教育の施行過程におけるヘテロノミーの問題といえることができよう。近代以前の教育においては前の世代と後の世代との文化摩擦は、仮にあったとしても小さかった。それに対して近代教育はその施行過程において、生活のなかで伝承されてきた土着の文化と、学校を通じて伝達される近代的文化とが時として大きな摩擦を生むことが不可避であった。これは必ずしも植民地だけに固有の問題ではない。日本の教育近代化の過程においては、これはその時期によってまず就学率の低迷、「学力の剝落」、「生活の論理」による「教科の論理」の受容の「つまずき」などという問題が生じた（これを域内植民地化の問題として提起することも可能であろうがここでは触れないことにする）。

日本の植民地教育は近代教育がまだ成立していないか、あるいは未成熟な段階で近代教育を施行しようとした。したがって被支配民がそもそも近代教育そのものを期待していない段階でこれを強行しようとするれば、当然大きな摩擦を生むことになる。これは民衆の教育要求とそれへの植民地支配権力の対応の問題として扱うことができる。

しかしそれでは中国人の文化の実態に即した内容を取り上げていけば問題ないのかという点と決してそうではない。実は文化統制におけるヘテロノミー（支配の正当性をもたない権力による文化統制）こそが植民地教育の本質なのである。ヘテロノミーとはこの用語の提案者C.アディックによれば、教育の実際の過程において異民族による異文化が強制されることである。しかしこれは教師や教材が異民族・異文化のものであることを必ずしも意味しない。その教育内容の決定が教育を受ける側の教育要求に対応してではなく、植民地権力の代表する国家・民族の利益に対応して決定される点に最も主要な特徴があるのである¹⁾。この意味においては、中国人が日本的な教材ではなく、中国人によって中国的な教材をのみ教えられていたとしても、その教育の成果が彼ら中国人側ではなく日本側の利益になるように取り扱われていけば、立派にヘテロノミーの原理が働いていることになる。例えば「近代文化」を必要としていないのにそれを強制される場合である。

日本の植民地教育の中でも、「満洲・満洲国」のそれは問題が複雑であり、したがって研究に困難があるのは、直轄植民地のように必ずしも直接に「日本

化・皇民化」を狙っていないとしても、ヘテロノミーに基づく限り批判は免れえない。特に「満洲」の段階においてそれが言える。「満洲国」成立後「日本化・皇民化」の方向が次第に露骨になってくるが、「満洲事変」以前は決してそうではない。しかしそれにもかかわらず、ヘテロノミーの原理が働いていたという点が重要である²⁾。およそ以上のことを念頭におきながら、「満洲・満洲国」の日本語教科書に含まれる問題点を見ていきたい。

満鉄附属地公学堂における日本語教育と「現地主義」

日本の中国に対する教育近代化への影響は、日清戦争直後から始まるが、日露戦争までは主として中国（清国）からの留学生、あるいは中国への日本人教師（教習）の派遣という形態をとった。しかし日露戦争後は関東州をはじめ、日本の権益を確保した満鉄附属地における現地中国人民のための学校を開設して、職業教育・専門教育のみならず、初等普通教育レベルの教育を行うことになった。

しかもこれは1905年ロシアから旅順大連地区の権利を奪い取ってからのことではない。日本は開戦後直ちに占領地で軍政を敷き、ロシア撤退後は日本が「満洲」での権益を引き継ぐというはじめから清国政府の主権を無視した決定をしており、一応清国側との共同事業という形を取りながら各地に軍政署を設置した。各軍政署は早くから教育事業普及を重視し、小規模ながら学校の設置を行っている。陸軍省編『明治三七八年戦役満洲軍政史』によれば、軍政下の教育事業は「凡ソ我カ帝国ノ勢力ヲ満洲ノ各地ニ扶植シ確固不動ノ根柢ヲ造成シ而モ将来永遠ニ之ヲ保障セントスルニハ須ヘカラク地方官紳ヲ掖励シテ各城市ニ学校ヲ興シ日本教師ヲ聘セラシメ一般教育ノ普及ヲ図ルト同時ニ日本語ヲ教授シ以テ人智ヲ開発シ我国ノ文物制度ニ親炙セシメサルヘカラス」（下点＝報告者）と位置づけられている³⁾。

ポーツマス条約締結後、ロシアから遼東半島租借地（関東州）と東清鉄道長春以南の鉄道（いわゆる満鉄本線）および同附属地を手に入れると、1906年9月関東都督府（1919年より関東庁）を設置してその経営に乗り出した。そして関東州では直接都督府が、直接教育事業を経営し、鉄道附属地では半官半民の国策会社「満鉄」が都督府の監督のもとに経営に当たることになった。日本側

は「満洲」での教育事業を開始するにあたって、「満洲」は「日支人共同の生活地域」であり、「両国民の親善共栄の途は要するに両国の文化的融和を以て基調とせる教育の力に俟」たなければならないと説明している。

1909（明治42）年6月24日に制定された「附屬地公学堂規則」では「公学堂ハ徳教ヲ施シ有用ナル良民ヲ養成スルヲ以テ要旨トス」とあり、日本語については「日本語ヲ加フルコトヲ得」と消極的に規定しているだけだった。しかし、1911（明治44）年9月28日付けの「清国人教育施設第一期計画」によれば、「初等教育ニ在リテハ初等、高等ノ公学堂ヲ設ケ其ノ編制ハ清国ノ教育制度ニ則リ之ニ必須科目トシテ重ク日本語ヲ加ヘ徳教ヲ施シ、実学ヲ授ケ有用善良ナル清国人ヲ養成スルヲ要旨トス」（下点＝報告者）。となっている。この趣旨は1914（大正3）年の公学堂規則の改定に反映して、「公学堂ハ学生身体ノ発達ヲ図リ徳育ヲ施シ実学ヲ授ケ兼ネテ日本語ヲ教フルヲ以テ本旨トス」と日本語普及に関する態度を明文化している⁴⁾。

ただし同じく公学堂（日本側の行った対中国人初等教育機関）といっても直轄植民地に準ずる関東州とあくまで「外国」である満鉄附屬地とは当然違いがあり、関東州では公学堂で君が代を歌わせたり、日本式訓練を施したりしたこともあるのに対し、満鉄附屬地の公学堂ではそういうことは許されなかったのみならず、なるべく「支那自体の教育」を重視し尊重して来たとされている。満鉄附屬地の公学堂では教科書もできるだけ中国の教科書を採用し、日本人教師も多くは中国留学生であり、教師にも現地の中国人を多く使用していた。つまり満鉄附屬地のそれは「現地主義」的であったといえよう。しかし満鉄附屬地の公学堂も関東州と同様、低学年から日本語教育を重視していた点が教育権回収運動では問題とされたのである。

1909（明治42）年に開始当時の、満鉄経営の中国人教育事業では主として清国の初等小学堂・高等小学堂の教科書をそのまま使用していた。これは軍政時代の中国人教育が中国側の学制に依っており、それで支障がなかっただけでなく、中国人教育は中国の学制に準拠するのが適当であったからである。ただ日本語の教科書には適当なものがなかったので、多くの日本の国定国語教科書や台湾総督府編纂の日本語教科書を使用していた。しかしそれでは「多クハ現地ニ適セサルタメ」、1914（大正3）年3月、地方課に編纂係を置いて日本語読本の編纂を開始したのである。この読本は大体朝鮮総督府編纂の国語読本を参

考としたもので、1917年3月に『附属地教育研究会編纂公学堂日本語読本』として8巻まで完成したが、後に書名が『奉天外国語学校編纂、日本語読本』と改称された⁵⁾。

1918年5月の公学堂使用教科書調査によれば、日本語のみは上記日本語読本を用いていたが、修身・中国文・算術（高等公学堂ではさらに、歴史・地理・理科）の各科では、すべて中国（主に上海）発行の教科書を使用しており（歴史では教科書の外に東洋史を口授）、手工・図画・唱歌・体操では教科書を用いていない。

これが1924（大正13）年になると、理科は満鉄編纂の『公学堂理科教科書』に統一され、算術でも大部分の公学堂では満鉄や関東庁編纂の教科書、あるいは文部省の国定教科書を用いており、中国編纂の教科書を用いているのは一部に過ぎなくなる。図画も教科書を使用する場合には中国のものより文部省編纂の『新定画帖』を用いることが多くなっている。しかし修身・中国文・地理・歴史の教科書は依然として中国のもののみを用いている。

だが1928（昭和3）年12月の易幟により、国民政府教育部審定の三民主義排日教科書が東北にもなだれ込むようになって、1930年度からはこれらの教科もすべて、上記編輯係の後身である南満洲教育改教科書編輯部で「改訂」したうえで使用するようになり、以後日本側の編纂した教科書のみが用いられるようになるのである。

朝鮮の教科書との比較と関連

直轄植民地の場合を見ると、台湾における「国語」重視は、「国体」を理解させるためであったことは、最初から明らかである。台湾教育会初代会長の石塚英蔵は、「永遠の目的は、台湾人に我国語を普及するにあり。（中略）台民をして我皇帝（天皇）に対する尊敬忠愛の心を發揮せしめて、永久離るべからざる関係を作るは、実に国語教育を措きて他に手あるを見ざるなり」（下点＝引用者）と述べている⁶⁾。日本語教育（「日本化」＝いわゆる「同化」）は「皇民化」と対を成していたのである。

これを裏づけるように最初期の教科書である『台湾教科書国民読本』には、「日本化」（日本の文化や風土などに馴染ませるための）教材とならんで、早くも



朝鮮総督府編纂『普通学校国語読本』巻二
(1914年)



奉天外国語学校編纂『日本語読本』巻二
(1917年)

(最初は「附属地教育研究会」編纂)

いくつかの天皇関係教材が現れ、この傾向は以後改訂のたびに強化される。いわば単調増加であって、台湾の教育は当初から順調に(?)「皇民化」に進んでいる。天皇・国体教材は「日本化」「皇民化」の程度を示す指標教材といえる。

これに対して朝鮮は、台湾と相違して、合併時既に修身もあり、保護国時代の「日語」教科書もあったが、天皇など「国体」教材を入れるために「普通学校国語読本」(1913)を編纂した。普通学校規則(1911年)では「国語ハ日本精神ノ宿ル所」とされ、朝鮮のほうが台湾より低学年から皇室教材の密度が濃い。また日常レベルでの教材も朝鮮では日本の教材が多く入っており、他方当時の台湾では主に台湾人の世界が描かれている。「日本化」「皇民化」の指向は朝鮮のほうが台湾より強かったように見える。

そこで『奉天外国語学校編纂 日本語読本』の内容を、朝鮮総督府編纂の『普通学校国語読本』と比較してみよう(資料の関係で巻二・巻五・巻八に限定する)。朝鮮の国語読本が「満洲」の日本語読本の下敷きで使用されたことが明

表1 朝鮮総督府編纂国語教科書の「満洲」日本語教科書への利用状況並びに両者の改定状況

⇒ ①にある課が②で変更ないし削除されたことを示す（挿絵のみの変更を除く）／分ち書き・ルビ省略

表1—A 「卷二」（朝鮮普通学校／満洲）・関東州公学堂第1学年後期用）

朝鮮総督府・編纂	奉天外国語学校・編纂	朝鮮総督府・編纂	南満洲教育会教科書編輯部・編纂
①『普通学校国語読本』 卷二（1914年）	②『日本語読本』卷二 （1917年）	③『普通学校国語読本』 卷二（1923年）	④『初等日本語読本』 卷二（1924年）
1 アサ	同左	ウンドウカイ	ウンドオカイ
2 アサノアイサツ	同左	ドウブツエン	アキ
3 クリヒロイ	同左	キシヤ	山ノボリ
4 ツキ	同左	イネ	二匹ノヤギ
5 ニワトリ	同左	キツツキ	日ノ入り
6 木ノハ	同左	ヒコウキ	ガン
7 オキヤク	同左	ネコ	アナタノナワ
8 ジュンサ	同左	月	妹
9 四方	同左	クリヒロイ	コトリ*
10 シンセツナコドモ	同左	子リス	トケイノウタ
11 ゴゼントゴゴ	同左	タイソウゴッコ	病氣
12 マチ	同左	ドンダリ	カザグルマ
13 福音ノウチ ⇒	李秋福ノウチ	ブタ	ナカッターラ
14 ユキ	同左	ジュンササン	リング
15 雪ダルマ	同左	アサ	トナリノ店
16 子犬	同左	米グラノネズミ	シンセツナ子ドモ
17 兄ト弟	同左	オ正月	ダレモミンナ
18 シンネン	同左	カゲエ	キンジョノ友ダチ*
19 日ノマルノハタ	同左	ユキ	ロバノコナヒキ
20 テンノウヘイカ ⇒	(削除)	ギイッコンパッタン	雪フリ
21 オカアサン	同左	タコ	買イ物
22 月ノカゾエカタ	同左	オヤ牛ト子牛	正月
23 氷ノ上	同左	ユメ	ナゾ
24 ブタ	同左	カササギノ子	エンピツ
25 手ヌグイ	同左	ハ	子豚
26 トリノカズ	同左	アカンボ	タコ
27 タコ	同左	サトウヤゴッコ	サルマワシ
28 エホン	同左	アリガタイ	メクラオニ*
29 モモタロウ (一)	同左	ツクエノソウジ	
30 モモタロウ (二)	同左	三ツノタカラ	*後に「レンシユウ」
31 モモタロウ (三)	同左		が付加されている

附録 [本字振仮名]

①と②は「卷一」・「卷二」の冒頭にある「緒言」もほとんど同じである。特に教授法を示す「四、本書ノ各課ハ実物・動作・絵画等ニ依リテ直観的ニ教授シ、便宜、国語ヲ以テ説明ヲ加ヘ、必要ノ場合ニ限り、支那語ニテ対訳又ハ解釈シ、以テ十分ニ其ノ意義ヲ理會セシムベシ」という箇所は、「朝鮮語」が「支那語」におきかわった以外は全く同じである。

表1-B 「巻五」(普通学校/公学堂第3学年前期用)

朝鮮総督府・編纂 ①『普通学校国語読本』 巻五(1914年)	奉天外国語学校・編纂 ②『日本語読本』巻五 (1917年)	朝鮮総督府・編纂 ③『普通学校国語読本』 巻五(1923年)	南満洲教育会教科書編 輯部・編纂 ④『初等日本語読本』 巻五(1926年)
1. 新学年	同左	朝会	満洲
2. 春が来た	同左	朝	清明節
3. 朝鮮の地勢	⇒ 満洲の地勢	三姓穴	春
4. 日本武尊	同左	春のわらい	自習ノ時間
5. 雲雀	同左	春	種痘
6. 茶ト桑	同左	乗合自動車	お祭り
7. 生物と無生物	同左	蚕	つばめ
8. 少女の答	同左	春子さん	学校の畑
9. 織物	同左	仁徳天皇	遠足
10. 道ぶしん	⇒ 道ブシン	病気	学級日誌
11. 應神天皇	同左	変なお客遊	ひばり
12. コウモリ	同左	ふしぎ	蛙
13. 琵琶湖	同左	親心	オジサンノウチ
14. さいほうとせんたく	同左	田植	賢い母親
15. ハカリ	同左	雨	ハガキ
16. 象ノ重サヲハカッタ子供	同左	指	郵便
17. 胡瓜ノ花	同左	いちご	雨
18. 東京	同左	人の力	夏の夜
19. はがき	同左	日記	望小山
20. 今上天皇陛下	⇒ (削除)	黒こがね	蟻
21. 孝子萬吉	同左	ふん水	饅頭のねだん
22. あさがお	同左	郵便函	拾イ物
23. 仁徳天皇	同左	手紙	穀物
24. 水と火	同左	四十雀	古机
25. 炭と火	同左	奈良かさ、ぎの巢	人の口
26. 鹽原多助	同左		
27. 京城	⇒ (削除)		
28. 裁判所	⇒ (削除)		
附録(一) [本字振仮名]	⇒ 同左		
(二) [語句解釈]	(削除)		

表1—C 「巻八」(普通学校/公学堂第4学年後期用)

朝鮮総督府・編纂	奉天外国語学校・編纂	朝鮮総督府・編纂	南滿洲教育会教科書編 輯部・編纂
①『普通学校国語読本』 巻八(1913年初版)	②『日本語読本』巻八 (1917年)	③『普通学校国語読本』 巻八(1924年)	④『初等日本語教育』 巻八(1924年)
1. 皇室	⇒ 李白と小野道風	皇大神宮	新聞
2. 和歌	⇒ 蛙と蜘蛛	日曜日	美しい心
3. 天日槍	⇒ (削除)	野菊	人を招く手紙
4. 文字の音と訓	同左	手紙 一 京城の弟から 二 東京の兄から	千山
5. 漢文訓読(一)	同左	揚子江	日本見物
6. 漢文訓読(二)	同左	呉鳳	電報
7. 世界(一)	同左	図書館	空城計
8. 世界(二)	同左	石窟庵	夕日
9. 世界(三)	同左	農産品評会	会社
10. 鷺の自慢	同左	朝鮮人參	ゴム
11. 動物の色	同左	市	公德
12. 書物を借用する手 紙	同左	日野と開城	北平
13. 稲橋村の美風	同左	助け船	唐王殿
14. 地方金融組合	⇒ 満洲の農業	日の神と月の神	三寒四温
15. 嚙ナ保証	⇒ 美しき自然	面事務所	磁石
16. 日本海ノ海戦	同左	乃木大将	うさぎうま
17. まつち	同左	三寒四温	税金
18. 分業ト共同	同左	雪の朝	貨幣
19. 道路	⇒ 車と船	大森林	寒食の日
20. 塙保己一	⇒ 南滿洲鉄道	日本海	世界
21. 金剛石	同左	新浦の明太魚鱈	中国
22. 曆	⇒ 日本の年中行事	分業	コロンブス
23. 旧師に送る手紙	同左	寒食日	卒業式
24. 日記	同左	皇太子殿下の海外御外 遊	
25. 拾物届	同左	遊	
26. 労働	同左	菅原道真	
27. 注文状	同左	空に迷ふ	
28. 孔子と孟子	同左		
29. 菅原道真	同左		
30. 大日本帝国(一)	⇒ (削除)		
31. 大日本帝国(二)	⇒ (削除)		
附録(一) 神代御略系 及ビ天皇御歴代表	⇒ (削除)		
(二) 本字振仮名	同左		
(三) 語句解釈	⇒ (削除)		

らかである(表1. A・B・Cの①と②を参照)。「テンノウヘイカ」はさすがにこの段階では除かれているが、「日ノマルノハタ」はそのままである。つまり「日本化」教材は残されたが、「皇民化」教材は削除されたといえよう。

だが三一運動の影響により、朝鮮では植民地教育も大幅な手直しを迫られた。このとき改訂された「普通学校国語読本」からは、皇室・国体関係の教材が、特に低学年を中心に後退し、現地の生活や文化に基づいた教材が中心となる(表1. ①と③を比較)。その後1930年の改訂で、それまで全8巻だった『普通学校国語読本』が、台湾の『公学校国語読本』と同じく全12巻になるとともに、特に高学年で皇民化教材が強化され、軍事教材も増加して、いわゆる「皇民化教育」期の特徴が現れるのである。

一方満鉄附属地の日本語教科書も、初等・中等・高等の段階が生じ、新たに編纂された『中等日本語読本』(公学堂高等科用=小学校の第5・6学年に相当)では、朝鮮での「国語」読本の改訂の方向(現地主義の教材選択)をいっそう強め、「日本化」「皇民化」教材は全く登場しない(表2.)。その後これに接続するように編纂された『初等日本語読本』も、やはり同じ方針で編纂されている。(表1. ④参照)。「満洲」においてこのように天皇・国体関係の教材はもちろん、日本内地に関連する教材をも持ち込むことを止めて、現地の生活をめぐる教材が中心となる教科書編集方針は、ちょうどこれと前後して編纂された在満日本人用の補充教科書『満洲補充読本』(1924年より「一の巻」～「高二の巻」全8巻順次刊行)にも反映している。

この改訂は時期的に見て教育権回収運動の影響があるように思われる。直接には「日本化(同化)」教育という印象を教材から払拭することをねらったものであろう。また子どもの日常生活経験に近い「現地主義」教材のほうが理解が容易だと考えられたためでもあろう。その点では三一独立運動後の朝鮮における「国語」読本の改訂に似た側面を、もつといえる。しかし本来ナショナリズムの表現である教育権回収運動からすれば、そもそも満鉄が(特に初等普通教育レベルの)学校を運営すること自体が「国権喪失の産物」と見られていた。何よりも日本語教育の比重の高さそのものが問題だった⁷⁾。

日本語の教授時間は1914年の「満鉄公学堂規則」では初等科(4年制)で「中国文」10～12時間に対し、日本語8時間であり、1915年の関東州の「公学堂規則」では同じく初等科で、「漢文」(中国語)8時間、日本語10時間であった。

表2 「中等日本語読本」(南満洲教育会教科書編輯部)の目次

* = 「支那教材」と見られるもの。#これに次ぐもの。

巻一 (1922年初版)	巻二 (1922年)	巻三 (1923年)	巻四 (1923年)
1 * 満洲の春	* 秋	時間	* 満洲の川
2 * 学校問答	* 落し物	兄の手紙	波止場の石
3 遅刻	* 赤い夕日	種痘	# 鴨緑江
4 * 望小山	障碍物競争	忠実な水夫	林檎の酌
5 大岡さばき	運動会	商業問答	星の話
6 鹿ノ水カヅミ	* 満洲の柞蚕	物の価	望遠鏡の發明
7 * 牧畜	菊	# 成吉思汗の幼時	農・工・商
8 虎と蟻	郵便函	* 月	* 満洲の大豆
9 私の学園	農夫ト電信	麝香の鑑定	羊
10 * 高粱と大豆	* 撫順炭砒	# 蒙古の牧畜	マルコポーロ
11 広告文	地中の宝	動物ト植物トノ關係	* 満洲の冬
12 * 日記	金の斧	馭者の試験	* 檣
13 * 一輪車	* ポスター	諺	* 薩爾湖山の戦
14 * 鹽の話	手ノ働	清潔	真の知己
15 * 旧師に送る文	勤勉	蠅	獅子と武士
16 * 長上訪問	笑話	* 陳襄の名裁判	黒鉄屋の話
17 水	友ヲ選ベ	森林ノ効用	寸言
18 衛生格言	* 学会会に友を招く文	洪水奇談	# 日華人の好き嫌ひ
19 * 病中の友に	* スケート	* 満洲の五大偉觀	諸人種の挨拶法
20 こすもす	恐ろしい氷山	* 熊岳城の温泉	日本の風景
21 * 遼河の水	毛皮	* 主なき梨	* 北京見物
22 * 汽車旅行	ろば	ナポレオン屋	* 西湖巡り
23 * 汽船旅行	猿橋	* 馬車	愛
24 * 燈台	象狩	* 万里の長城	辻音楽
25 * 濃霧中の航海	* 柳の大木	* 泰山登り	ピラミッド
補1 * 銀頭公	鸚鵡	親心	* 張良と韓信
補2 まちぼうけ	幾声鳴くか	養老の滝	鱒
補3 浦島太郎	造花のバラ	マリーの気転	赤道直下の一日
補4 エスキモーの話	* 梨売りと道士	疫病神	候文の用語と組立
補5 呉鳳	忠義な下男	バクハム物語	候文例 (其の一)
補6 青い塔	* 永訣	アメリカ発見	候文例 (其の二)

『中等日本語読本』の「凡例」によれば、この教科書は既に出されていた日本語読本八冊と「必ズシモ連続スルモノニアラズ。将来本書ト連絡アル初等日本語読本ヲ編纂スル予定ナリ」と述べて、『奉天外国語学校編纂・日本語読本』全8巻が、早急に改訂する必要があることを示している。また「本書ノ教材ハ支那教材ヲ主トシ、実用教材・文学教材ヲ多ク採用シタリ。又便宜、対話教材ヲ加ヘテ会話練習ニ便セリ」といっている。「支那教材」の割合は巻を追って減少するが、それに反比例して日本色が強くなるわけではない。『中等日本語読本』は1929年～30年に全巻改訂されるが、候文がなくなり文語体の減少したほかは性格に大きな変化はない。

しかし偶然当時使用されていた日本語読本の余白に書き込まれていた「時間割」（「漢（文）」の時間があるので関東州のものと思われる）が示すように、実際にははるかに多くの時間が日本語に割かれていた可能性がある⁸⁾。

満鉄附属地では1923年の公学堂規則改訂により従来初級1年から課していた日本語を、「初一には過重」との理由で初等3年以上で週7～8時間課するように変更した。しかし実際には例外条項を設け、「土地の状況により認可を受けて」依然として1年から課していたところもあった。1931年「優秀巧妙なる日本語教授者」がいれば初級1年からでも「何等過重ではない」という理由でこれが正当化されている。

植民地教育は本来「異民族」（異文化）教育であるはずだが、「日本領土」である台湾・朝鮮においてはその自覚が乏しかったのに対し、満鉄附属地は民族的・文化的には類似の条件であるが、一応「外国」であることから教育の当事者がその自覚を持たざるをえなかった。公学堂では「国語」ではなく「日本語」で、「中国文」ないし「漢文」もあり、時期により異なるが科目によっては中国の教科書も用いられていた。上の日本語読本の改訂が語学学習の合理化・効率化の側面から行われていると見られることも、このような状況に対応していると考えられる。「満洲国」成立後「日本化・皇民化」の志向が露骨になってからも、これらの条件を全く無視することは不可能であったと思われる。

「満洲国」成立前後の「東北」における教育状況

中国の近代学制は清国末期の1902年に成立し（学堂章程の欽定）、1904年に大改正されて（学堂章程の奏定）、清朝崩壊の1912年まで続いた。東北にもいちはやく奉天に大学堂が設立され、鉄嶺と新民に小学堂も設けられたがこれらは日露戦争で壊滅してしまった。その後1905年に奉天將軍趙爾巽が近代教育を積極的に推進した結果、後の満洲国皇帝・溥儀が「ラストエンペラー」として即位した宣統元（1908）年には、奉天省102,932人、吉林省10,052人、黒竜江省6,123人の小学生がいた⁹⁾。

当時の人口を考慮に入れると、この数字は特に奉天省の場合、直隸省と比べても決して遅れているとはいえない。しかし高等程度の学堂となると、まだ東北には大学が再建されず、高等学堂、文理科専門学堂などを合わせて奉天省が

三学堂、学生数774人、吉林省が3学堂、学生数245人、黒竜江省はともに0となっている。ただし近代学校といっても、当時中国全体の学生数の95%は小学生であった。

辛亥革命後、東北では張作霖が勢力を拡大して、東北三省の支配権を手に入れた1916年には、三省合わせて約8千箇所の新式学堂があり、在學生約30万、教師1万1千人と革命前の3倍以上になったという¹⁰⁾。さらに高等専門学校が5校、中学30余校、職業学校9校となり、新しい知識層が育てられるようになった。1920年代の全中国のナショナリズムの高揚と結びついた東北での教育権回収運動などもそのひとつの発露であった。

1922年の学制改革で小学校の年限が短縮され初等教育が普及しやすくなった。「満洲事変」(中国でいう「九・一八事件」)までの東北の教育は飛躍的に発展した。1926年には小学校が奉天省8,413、吉林省1,618校、黒竜江省1,648校、1925年には小学校の数がそれぞれ、9,393校、1,738校、1,650校となっている¹¹⁾。

1928年熱河省を含む東北各省で六・六・四制(実質的には六・三・三・四制)が採用された。この年の6月張作霖が日本軍によって爆殺された後を継いだ張学良は、12月いわゆる「東北易幟」を宣言して南京の国民党政府に合流した。彼は経済政策とともに教育の振興に格別力を入れたが、特に自ら出資して新民小学を建設している。いずれも立派な施設をもち、愛国主義教育を推進した。これが日本側からは排日・毎日教育と見られたわけである¹²⁾。

九・一八事件より、以後事態は一変する。何よりもそれまで日本側が掌握していた学校は、主要都市の駅を中心とした満鉄附属地に散在していたわずかなもので、面どころか線にさえ及ばぬまことに限られた地域におけるそれに過ぎなかったのに対し、いきなり広さからいって現在の日本本土の約3.4倍、隣接する朝鮮の約5.6倍という広大な地域のすべての学校を対象とすることになったのである。いかにそれまでの日本語教育の体制が充実していたとしても、一挙にこれだけの広大な地域で日本語教育を実施することなど到底不可能であることがまず推測される。このことは満洲国支配の最後まで本質的には変わらなかったのである。

そのうえ「満洲事変」は何よりも社会を混乱させた。「事変」はそれまでの多くの学校を破壊し混乱に陥れた。旧中華民国の学校の多くは閉鎖され、そのまま再開されなかったものも多かった。これは特に奉天省のように教育の近代

化が進んでいた地域ほど影響が大きかった。こういう事態もこれまでの植民地ではほとんどなかったことである。

しかも台湾や朝鮮、あるいは関東州のようにともかくも国際的な合意の上で日本側に引き渡された地域と違い、内外ともにこれに対立・抵抗する勢力と立ち向かいながら教育も行わなければならなかった。

したがって当然のことながら満洲国の教育体制の確立にはかなりの時間がかった。1932年満洲国が成立するが、それによって直ちに新しい体制で教育が行われたわけではない。それまでの中国東北では、当然のことながら中華民国の学制が施行されていた。これは基本的にはアメリカ型6・3・3・4制であったが、小学校が初級小学校（4年制）と、高級小学校（2年制）に分かれていた。満洲国成立以後も、当分の間はこの制度を受け継ぐ一方、教育内容としての三民主義を厳禁し、新しい教科書を編纂するなどの応急策で急場をしのごほかはなかったのである。1937年に至っていわゆる「新学制」が成立して翌年から実施されるが、これこそが植民地帝国・満洲国のめざそうとした本来の教育体制であって、それまでの教育制度は、6年間とやや長期間にわたってはいるが、いわば暫定的な措置に過ぎないのである¹³⁾。

さらに重要なことはそういう正規の近代学校が成立しているにもかかわらず、当時の就学率はきわめて低く、しかも膨大な数の私塾が存在していたということである。康德3、4年制度に行われた文教部の「地方教育状況調査報告書」によれば、県当局の中には私塾は全廃する方針だというものや、優良なものは県立に昇格させて正規の学校とし、不良のものは閉鎖を命じる方針のところが多い。しかし元来私塾は古い伝統があつて、中には営業本位の生活の資を得るための私塾もあるが、学校のない地方の有力者が独自の資力で開いて自家の子弟のほか近所の子どもをも收容したものや、村落の有志が共同出資して開いたものもあり、その師匠にも民衆の尊敬を受けているものや、人格の優れたものも多いから、民衆への影響を考慮して私塾は処断すべきであろうといっている。また当時全国に約6千の私塾があるが、そのうち文教部審定教科書を採用しているのは1割前後に過ぎない。それも国語・算術・修身の2～3種だけだから、私塾用の教科書を編纂する必要があるとも述べている¹⁴⁾。これらの私塾はやがて「新学制」成立以後、「国民学舎」・「国民義塾」などの形で体制に組み入れられ、そのための専用の教科書も公に編纂されている。その在学生の比率か

らいても、こうした私塾（あるいはその後身）を無視して満洲国の初等教育を語ることはできない。「国民学舎」「国民義塾」はこの意味で、植民地時代の朝鮮の教育と比較するなら、書堂よりむしろ簡易学校に相当すると見るのが適当であろう。

「満洲国」初期（＝暫定学制期）における日本語教育と教科書

このような状況の下では当然ながら日本語教育も漸進的に導入せざるを得なかった。周知のように満洲国の公用語は「満語」（中国語）と日本語とされたが、これがはっきり規定されるのは康德2（1935）年からのことであって、当初満洲国の「国語」は「満語」だけであった。したがって日本語は外国語扱いであり、最初期には初級小学校の科目には日本語がなく、高級小学校で週2時間課されることになっていた。1936年からは初級小学校の3・4学年でも日本語が週2時間、高級小学校で週3時間課されることになった。しかし満鉄附属地の公学堂では「満洲国」成立以前から、ほとんど第1学年から週8時間程度の日本語学習をさせていたし、その後も1937年の「治外法権撤廃」まで継続して行っていたのに比べるならば、まだ日本語教育の比重は低かったといわなければならない。

堀敏夫によれば、1936年某方面の調査として新聞に発表された日本語教育の概況は次のようであったという¹⁵⁾。

- 1 省市立学校はその全部県城校若しくは近接学校は大部分、地方村、私立学校は約半数が正課として日本語を採用してゐる。
- 2 授業時間は初級小学校は一週二時間乃至三時間、高級小学校は三時間乃至五時間、両級中学校（師範学校を含む）は四時間乃至六時間。
- 3 教科書はまち／＼であるが、文教部及び省教育庁検閲のものを使用してをり教師は一般的に見て最良とはいへないが過渡期のこととて仕方がない。

康德4（1937）年に出された、民生部教育司『初等学校経営実施例集』によれば、康德2（1935）年以來各省や特別市に設けられた9校の実験学校（すべ

て初級・高級の両方がある両級小学校)においても、「建国精神の高揚」や「勤労」「労作」などを掲げている実験学校は多いが、日本語学習の重視を掲げる学校は多くない。その中で錦洲省錦県立南関両級小学校と間島省延吉県立延吉模範両級小学校が日本語を初級小学校の第一学年から課しているのが目につく。特に後者は教科配当表を掲げて次のように定めている。

この学校では初級小学校の日本語授業時数を、民生部で定めた週0、0、2、2時間より各学年とも3～4時間と大幅に増加して、1学年から4、4、5、5時間課している。そのかわりに「国語」(満語)を民生部の規定より7、7、6、6時間と各学年とも1時間ずつ減らしている。高級小学校でも民生部規定より日本語を5、5時間と2時間ずつ、実業を1時間ずつ増加するかわりに国語を1時間ずつ減らして、結果的に総時間数を2時間増やしている。延吉は朝鮮族の多い間島省の中心である。朝鮮族にとっては「国語」(満語)も日本語も母語ではないが、むしろ日本語のほうが歴史的にも言語的にも縁の深いことが関係しているのであろうか。

満洲国の日本語教育で重要なことは、日本語を学ばせる理由に東亜共通語としての側面が出てくることである。そのような日本語の優位性が確立したので、新学制で日本語を優位に——日本語＝国語、満語・蒙語＝準国語——のように扱えたのではないかと思われる。満洲国は曲がりなりにも一応「独立国」なのであるから、そこで日本語を押しつけるためには直轄植民地とは違った論理が必要だったためであった。また満洲国建設は「東亜新秩序建設の第一段階」¹⁶⁾であったからその先導的施行でもあったのである。

過渡期の満洲国の日本語教科書としては、文教部で編纂した『初級小学校・日本語教科書』(上下2冊)と『高級小学校・日本語教科書』(上下2冊)が知られている。前者は康德元(1934)年、後者は康德2(1935)年にそれぞれ初版が出ている。

前者は初めに12葉の絵画教材を入れて基礎的文型を訓練した後に、「コレワ コッキテス」「アンズ ノ ハナ ガ サキマシタ」と文字は単語ではなく文から始まっている。初級小学校用には満洲国旗を出した以外には、イデオロギー的な教材はほとんどない。初級小学校における日本語教育の始期は、石剛によれば1933～1936年の間ということになるが¹⁷⁾、教科書との関連を考えると、安田敏朗のいうように1934年から初級小学校でも3、4年生で開始したと

キヨオ
ワ

三月^{サンゲツ} ツイタチ デ、

オメデタイ

日^ヒ デス。

ドコノ家^イ ニモ、

コツキガ

タテテ アリマス。



モク ロク

キネンビ	一日ト月	十五	ゆうびん	二十八
オヒナサマ	二 じかん	十六	曜日	三十
アサ	三 なつやすみ	十七	卒業會	三十二
テガミ	四 じふ	十八	新祭	三十三
オハカマイリ	五 にっぽんこ	十九	さむいあき	三十四
エンソク	六 ゆうすずみ	二十	とし	三十五
ハル	七 うんどおかい	二十一	三寒四温	三十六
カイモノ	八 ひこおき	二十二	荷車	三十八
オマソリ	九 秋	二十三	ゆうがた	三十九
コイノボリ	十 けつせき	二十四	卒業式	四十
シヤン	十一 大きなまち	二十五		
チクオンキ	十二 かんがえもの	二十六		
テンランカイ	十三 かず	二十七		

文教省『初級小学校日本語教科書』下册（1937年）

見るのが適当なように思われる¹⁸⁾。

これに対して高級小学校用の日本語教科書は、日本の国家主義ないし軍国主義になじませようとする教材を大量に含んでいる。上冊＝「万寿節」、「日本カラ」「色」（満洲国旗の色）、「タンクトソオコオレッシヤ」、「軍用のどおぶつ」、「聖徳太子」、「ミカン」（天皇のためにみかんをさがした田道守）、「養老の滝」、「熱心」（埴保己一の話）、「お正月」（日本の風俗）、「天の岩屋」「おろち退治」、「日本のはじまり」、「皇大神宮」など全部で40課のうち14課がそうである。下冊では「紀元節」、「花咲爺」、「国都建設」、「浦島太郎」、「東京の乗り物」、「御訪日」（一）・（二）、「米の話」（日本人家庭）、「野口英世」、「忠義」（豊臣秀吉）、「仮名」、「年賀状」、「日本語」と35課のうち13課が日本の国体や日本文化に関する教材になっている。しかも中国的な教材はほとんど採用されていない。せいぜい「岳飛」くらいのものであろうか。中国東北全体が全く日本帝国と日本文化にからめとられてしまったような印象を受けるのである。このように、教材のイデオロギー性において、初級小学校用と高級小学校用とでは、かなり対照的な感じがする。

表3—A・B (分ち書き部分はそれに従った)

文教部『高級小学校日本語教科書』上冊
(1935年) 目次

文教部『高級小学校日本語教科書』下冊
(1937年) 目次

第一	停車場 ニ 行ク 道
第二	「カ」 ノ ツク モノ
第三	萬 壽 節
第四	太陽 ト 北風
第五	ヒ ヨ コ
第六	ビヨオキ
第七	日本 カラ
第八	植 樹 節
第九	チヨオチヨオ
第十	色
第十一	山 び こ
第十二	タンク ト ソオコオレッシャ
第十三	軍用 の どおぶつ
第十四	ヨクバリ ノ サル
第十五	清 潔
第十六	手 紙
第十七	ぶ ら ん こ
第十八	時 間
第十九	夏休ミ ノ 日記
第二十	熱 心
第二十一	農事 ノ 改良
第二十二	電 話
第二十三	体 操
第二十四	運動会
第二十五	養老 の 滝
第二十六	聖 徳 太 子
第二十七	ミ カ ン
第二十八	ワ ラ イ 話
第二十九	りんごばたけ
第三十	綿 の 話
第三十一	とりいれ
第三十二	千 羽 鳥
第三十三	あり と きりぎりす
第三十四	こ と わ ざ
第三十五	大 連
第三十六	お 正 月
第三十七	天 の 岩屋
第三十八	おろち 退治
第三十九	日本 の はじまり
第四十	皇 大 神 宮

第一	紀 元 節
第二	ホネオシミ
第三	花 咲 爺
第四	シ リ ト リ
第五	国 都 建 設
第六	ひろった 財布
第七	法 律
第八	浦 島 太 郎
第九	東 京 の 乗り物
第十	養 鶏
第十一	村 の 停車場
第十二	御訪日 (一)
第十三	御訪日 (二)
第十四	人 お 招く 手紙
第十五	貨 幣
第十六	タ ナ バ タ
第十七	岳 飛
第十八	虫
第十九	胃 と 体
第二十	米 の 話
第二十一	コロンブス
第二十二	遠足の相談
第二十三	月
第二十四	分 業
第二十五	哈 爾 濱
第二十六	物のねだん
第二十七	野 口 英 世
第二十八	仮 名 遣 い
第二十九	ねずみのちゑ
第三十	儉約と義捐
第三十一	忠 義
第三十二	仮 名
第三十三	一日一善日記
第三十四	年 賀 状
第三十五	日 本 語

この教科書は現在実物が一番多く現存している教科書である。それは発行されてまもなく、1937年に「新学制」が制定され、直ちに新しい教科書が必要となったために、その寿命はごく短かったのではないかと思われようが、実際には必ずしもそれほど短かったわけではなかった。というのはこの『高級小学校 日本語教科書』は、サイズと表紙を替えただけでそのまま『国民優級学校・日語国民読本』に転用されているような事実があるからである。しかしその一方で「満洲国」では教科書を頻繁に改訂しており、その全部の軌跡をたどることはきわめて困難であることも事実である。

「満洲国」初期の日本語教育の実態——対訳法の復活——

教科書の内容はそれとして、「満洲国」初期の日本語教育は実際にどのように行われていたのであろうか。筆者は次のような証言を聞き取りで得たことがある¹⁹⁾。

1. (日本語で話す)「1935年新京の臨河三道小学校に入学した。日本人の教師はいなかった。3年生のとき(1937年)東盛路小学校に入ると日本人の教師が一人いた(マツダ先生)。日本語を教えるだけの首席訓導で、特殊の地位にいて、校長より権力がある(日本人だから)。その時多くの生徒は日本語を習うのを嫌った。日本の先生は(日本語を)習わなければ殴るよ。私は級長だから何か用事があったら始め(に)話します。その先生は満語(中国語)できません。ですから日本語を習わなければなりません。級長だから日本語で」

2. (1935年吉林省農安県前崗小学校に13歳で入学。日本人教師がおらず、日本語は習わなかった。1939年北関国民優級学校入学。19人の教員のうち2人の日本人教師がいて毎週1?時間日本語を教えていた。これは教育普及の拠点となる、農安県第一の実験学校だったという。彼は戦後中学校で日本語を教えたと言うが、会話はごく簡単なやりとり以外は通訳を必要とした。以下一部日本語を併用。[]は中国語での答え。)

問：日本語の先生は最初どんな風に教えましたか。どういうことから始めまし

たか。

答：[まず五十音図]。

問：その日本人の先生は日本語だけで教えましたか、中国語も使いましたか。

答：[この先生は中国語も分かります。日本語と中国語両方使いました]。

問：教え方はどうでしたか。分かりやすかったですか。

答：まず五十音図を習います。それから会話を習いました。[五十音図はやさしいです。会話はちょっと難しいです。テキストは「速成日本語」というテキストです。半分日本語で半分訳文です。上が日本語で下が中国語。(中略)日本人の先生の名前は忘れました。この先生はやさしいです。授業中はきびしい(以下略)]。

ここで、「ヨクワカリマス、サヨナラ、コンバンワ、コンニチワ」と実例を挙げる。そして当時小学校には正式な教材がなく、派遣されてきた日本人の教師が黒板に五十音図を書いて生徒がこれをノートに写したと言う。また毎朝、日本の天皇陛下に遥拝し、満洲国皇帝に遥拝した。その時「君が代」を歌った。かれは「君が代」を覚えており、「キーミーガーヨーワー」と歌ってみせた。

実際に「満洲国」の学校教育において日本語が教授され始めるのは1934年の9月からで、それも「小学校は初級三年から二時間単位課す」程度であった²⁰⁾。上の1. が日本語の授業を受け出したのは1937年のことで、新京(長春)では初級小学校にも日本人教育を配当して日本語が教えられている。しかし同じく1935年に就学しても、農安では初級小学校には日本語はなく、国民優級学校(以前の高級小学校)になって初めて日本語が教えられるという状況であったことがわかる。やはり地域による普及程度の違いを示しているのであろう。

2. の証言は非常に重要な面を含んでいる。まず日本語と中国語併用だったことである。何よりもそれは使用したテキストに現れている。ここで「速成日本語」といっているのは、大出正篤『効果的速成式標準日本語読本』(奉天、満洲図書文具株式会社)のことではないかと思われる。これは全4巻からなり、巻一が1937年に発行されているが、非常に多くの版を重ねられたことが知られている(現在わかっている限りで、巻一が62版、巻二が59版、巻三が9版、巻四は初版のものが現存する。ここでは同朋大学榎木瑞生教授の好意により巻一

は康徳5年11月30日発行の第18版、卷二は同年12月10日発行の11版を参照した)。

緒言によれば卷一は「語学検定四等程度ヲ目標トシ、百五十時間乃至二百時間ノ学習ニヨリテ完全ナル会話ノ実力ヲ修得シ得ル」ように編纂されている。同じく卷二は「語学検定試験三等程度」に合格することが目標というように、それぞれの巻毎に明確な目標を掲げている。さらにこの教科書は純粹に語学的な立場から編纂されており、国家主義的教材・日本化的教材の類をほとんど含んでいない。

構成は、卷一は右の証言にあるように、冒頭に五十音図があり、単語ではなく次のような短文から始まっている。

一 ナン デス カ

一 是甚麼呢

「ナン デス カ。」

「是甚麼呢」

「カミ デス。」

「是紙。」

「ホン デス。」

「是書。」

「ツクエ デス。」

「是桌子。」

「イス デス。」

「是椅子。」

補充語

補充語

ハイ。ヨイ デス。イケマセン。

是。是好。不好(不行)。

このあとこの文型による会話練習が続く、という構成になっている。

このように見てくると、時期が符合するのみならず、その普及ぶりからしてもⅡ-7の学んだ学校でこの教科書を使用した可能性が十分ある。その理由はこの教科書が証言にもあるように日本語と中国語の対訳本だからではなからうか。

この教科書を編纂した大出は、京城高等普通学校の教師であったが、1919(大正8)年大連の教育研究所に招聘され日本語読本の編纂に当たった、1924年ころから日本語教授に対しても指導的な役割を果たすようになった。大出によっ

て直接法は変容されつつあったといえよう。大出の対訳教科書がこれほど普及したその理由は何であろうか。文教部や民生部で編纂した日本語教科書はもちろん対訳ではないが、当時の満洲国はごく一部の地域をのぞき、実力のある教師の不足などから、中国語を教授用語に使い、中国語の対訳をつけなければ授業にならない状況にあったのではないかと思われるのである。

台湾で直接法が開発されて以来、「対訳は百害あって一利なし」といわれてきた。満鉄沿線でも「明治四十二年から大正の初期にかけては全く対訳一本調子」といってもいいような状態であり、その問題点は「発音や発表の上から見ると思ふ様に成績の上がらない欠陥」があるというのである²¹⁾。

当時朝鮮では「着々と新附の民を国語化せんと日本語教授に熱中して居た」ので、朝鮮に範をとるべく、1914（大正3）年に当時の「京城」で「漢城師範学校附属普通学校主事」をしていた山口喜一郎を遼陽に招いて講習会を開いている。山口は台湾で直接法を開発したが、山口の講習終了後、山口の部下であった鹿子生儀三郎が開原公学堂長に就任し、直接法を指導、以後満鉄沿線の公学堂では全く直接法だけで日本語教育を行ってきたという。朝鮮の「普通学校国語読本」が満鉄の公学堂の日本語教科書の下敷きにされたのも、こうした事情と全く無関係ではなかったであろう。

「満洲事変」後満鉄附属地の日本語教育は、排日に悩まされることがなくなっただけのみならず、やがて従来の中国系の学校においても日本語を教えることになったので、むしろモデル地区として意気盛んであったらしい。しかしその他の地域においては思うように日本語教育をすすめることはできなかった。当時奉天南満中学堂教諭・奉天省視学委員だった先の堀敏夫はこういつている²²⁾。

満洲国建国後、引き続き日語教授方針として示されてゐる通り一般的に云つて対訳を避け、直接式により教授が進められてゐる向が多いのであるが満系（の教員）の一部には、尚対訳に終始し、満語の授業か日語の授業か分からないといふ感を抱かせるものがある。何故対訳でやるのかと聞くと対訳でやらなければ学生の日語の力が不足なために分からないといふ。又解釈だけは少なくとも、対訳でやりたいといふ人もある。

これを単に教師の日本語力の不足ないし直接法実施の努力の不足と解してよ

いであろうか。年長者であればともかく、子どもに対しては直接法で教えられる教師や教材が用意されるだけではなく、それによって学習者の母語が侵害されるおそれはないかも配慮しなければならない。全体からみて比較的少ない時間で日本語が教えられるならともかく、かなり多くの時間日本語が直接法で教えられるならば、明らかに子どもの母語の発達と教育は侵害されるであろう。対訳法はそのおそれをかなり防ぐことになるのではなかろうか。また対訳をすることによって、日本人教師も中国語を学びながら日本語を教えられるという積極的な意義もあったであろう。

もちろん日本側にそういう配慮はなかったから、対訳法の授業はともかくとして、訳注のついた日語教科書だけは使わせなくなかったものと思われる。堀は「訳注本は自習用としては用ひることを黙認するとしても学校には持参させないことにしたい」と注意している。しかし最後の段階では国民高等学校でも「物象」などの対訳教科書が出現しているのを見ると、中等教育の段階においても、対訳式の授業のみならず、対訳教科書を用いることをも黙認どころか公認せねばならない状況に追い込まれていたのではないかと思われる。その意味では文教部当局も、破局直前になってようやく、ある程度リアルな認識をするようになってきたのかもしれない。しかしそれが実証されるには、あまりにも戦局が深刻で時間が切迫していたのである。

「満洲国」で教育を受けた人に聞き取りすると、日本語の学習を嫌う生徒（したがって上達の遅い生徒）がいたとか、自分がそうだったとかいう証言が出てくる。また自分が国民優級学校で日本語を教えたというような人でさえ、日本語のむずかしかったこと、棒読みするだけで意味が分からなかったことなどを訴えている例がある。こういう例は台湾や朝鮮の聞き取りではあまり出てこない。それは「満洲国」における言語教育が、(朝鮮族の場合などを除き)原則としてバイリンガルであったことと並んで、何よりも有能な日本語教師の絶対的な不足に原因があったのではなかろうか。

さらには母語(満語という名の中国語)に対する自信や、あるいはこれを侵害されることに対する抵抗もあったのではないかも考えられる。いずれにせよこの点は教科書をついに国定として一本化できなかったことと並んで、「満洲国」における日本語教育の大きな特徴といわねばならないであろう。しかし「満洲国」は短期間に変動が激しい上、資料の点で多くの困難があるので、こ

の点は「満洲国」の終焉に至るまでの過程を辿りながら改めて考察することにした。

注

- 1) Christel Adick, Praxis und Effekte der Kolonialpädagogik, "Ethnopedagogik: Sozialisation und Erziehung in trationellen Gesellschaften", Dietrich Reimer Verlag, 1992, S.133.
- 2) 満鉄附属地では現地民の教育においても、「現地主義」か「内地主義」かが問題となるが、教育権回収運動においては公学堂における日本語教育が、結局は日本側の利益に吸収されてしまうことが批判されている（拙論「教育権回収運動と日本側関係者の対応」、日本侵華植民教育史国際学術研究会、1997年8月21—25日北京、提出論文。現在印刷中の同会議報告書に掲載）。
- 3) 竹中憲一「日本軍政下の対中国人教育」（上記「国際学術研究会」提出論文）。
- 4) 満鉄地方部学務課『満鉄教育沿革史（草稿）』1932年、227—231頁。
- 5) 前掲『満鉄教育沿革史（草稿）』2095—2096頁、また「附属地教育研究会編纂」と題した1915年版の教科書が現存する。
- 6) 『台湾教育会雑誌』第1号、1901年。
- 7) 上記2)の拙論参照。
- 8) 1997年9月遼寧大学図書館蔵の『奉天外国語学校編纂日本語読本』巻六（1917年12月初版・1922年九版）の表紙裏に鉛筆で右のような時間割が書き込まれていた。週29時間中18時間が日本語である。この表の右側には、「時間割変更」と記入されていた。
- 9) 多田秋五郎「清末近代学制の地方浸透」、多田秋五郎編『近代アジア教育史研究』、岩崎学術出版、1975年、9頁。
- 10) 野村章『「満洲」・「満洲国」教育史研究序説』、エムティ出版、1995年、91頁。
- 11) 齋紅深主編『東北地方教育史』、遼寧大学出版社、1991年、180頁。
- 12) 前掲『満洲」・「満洲国」教育史研究序説』、92頁。
- 13) 同上、90頁。
- 14) 文教部学務司内地方教育状況調査版『康德三年度地方教育状況調査報告書』、(附三) 調査補報、1936年、161頁

土	金	木	水	火	月	
日	日	日	日	日	日	第一
修	日	日	日	手	日	第二
漢	体	日	体	日	漢	第三
日	日	日	日	漢	日	第四
	漢	漢	漢	日	日	第五

- 15) 堀敏夫「中等学校における日本語教授」、『奉天教育』第8巻第5号、1940年5月。
- 16) 森田孝「満洲国の国語政策と日本語の地位」、1942年。
- 17) 石剛『植民地支配と日本語』（1993年、三元社）57頁では「一九三三（大同二年）第一次満洲国年報によると、当時小学校四年生までは（つまり初級小学校では＝引用者注）日本語が課されず、小学五、六年（高級小学校＝引用者注）から毎週二時間ずつ課されていた。日本語の比重はまだ低いものだったのである。一九三六年の時点でも、（初級）小学校の三、四年から毎週二時間ずつ、そして高級小学校の二年間は週三時間日本語の時間があつた」と述べている。
- 18) 安田敏朗「『満洲国』の『国語』政策 [上]」、『しにか』1995年10月号。
- 19) 拙稿「旧満洲国における皇民化教育の聞き取り調査」、『成城学園教育研究所研究年報』第十七集、1994年、100—101頁。
- 20) 安田敏朗「『東亜共通語』の系譜」、東京大学地域文化史研究会『地域文化研究』第9号、1995年、41頁。
- 21) 満鉄初等教育研究会第二部「満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷」、満鉄地方部学務課、1933年、1頁。
- 22) 前掲「中等学校における日本語教授」。